後悔じない事前予防の空き家対策

「空き家にしない

相続、遺言、成年後見の活用」でミナー

13:10~ 「板橋区における空き家の現状と対策」 板橋区建築指導課老朽建築物グループ 担当者

13:25~ 「成年後見制度と空き家問題」

東京都行政書士会板橋支部 齊藤 志郎

14:15~ 「休憩」

14:25~ 「相続時では遅い~遺言+任意後見でいかに空き家対策すべきか~」 東京都行政書士会板橋支部 勝 桂子

2021年 3/14

予約不要 無料

13:00~16:30

【開場 12:30~】 定員80名 無料相談会の受付時間は 当日12:45~16:00 申込順 【相談時間は1組30分程】



板橋区立グリーンホール

1階ホール

東京都板橋区栄町36-1

相談会は101会議室

東武東上線「大山駅」北口から徒歩約5分 都営三田線「板橋区役所前」駅A3出口から徒歩約5分

0

コロナ感染症予防の為、入室時に体温測定と手指消毒をお願いします。 会場内ではマスク着用の上、一定の距離を確保します。 万一の事態に備え、参加名簿に住所・氏名・電話番号のご記入をお願いします。 個人情報については本目的以外には使用致しません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナー・相談会が中止になる場合があります。



「空き家にしない相続、遺言、成年後見の活用」セミナー&無料相談会に関するお問い合わせ

東京都行政書士会

03-3477-2881

9:00~17:00(土・日・祝日除く)

主催:東京都行政書士会

共催:東京都行政書士会 板橋支部

後援:板橋区

こんなお悩み ありませんか?

成年後見制度の た 活用

高齢の親が施設入居することになった。 空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう?

遺言書の 作成 一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。 どこかに寄付できないか?

> 空き家を活用して民泊やカフェをしたいが、 開業の届けはどうするの?

各種許認可 ・ 申請

親の家を相続することになったが、住む予定はない。 何か活用できないか?

相続した空き家の利活用

補助金等 家をリフォームして賃貸したいが、申請

空き家をリフォームして賃貸したいが、 費用が高額になりそうだ。どうしよう?

あなたのお悩み行政書士が解決いたします!

空き家に関するお困りごとはご相談ください

東京都行政書士会市民相談センター

03-5489-2411

電話相談 12:30~16:30 (土·日·祝日除<)

ホームページ http://www.tokyo-gyosei.or.jp/

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

行政書士は街の法律家。

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。 東京都行政書士会は、「令和 2 年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。